

1 策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震、および同年9月の奥能登豪雨は、本町に未曾有の被害をもたらしました。半島特有の地理的脆弱性に起因する道路網の寸断、長期にわたる断水など、既存の想定を遥かに超える事態は、本町の持続可能な暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

国においては、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が、令和2年12月には防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、各地でハード・ソフト両面からの国土強靱化施策を進めてきました。令和7年6月には、基本法の改正を受け、基本計画に基づく施策の実施に関する計画を定める、「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、今後20～30年程度の期間に、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを目標としています。

石川県においても平成28年3月に「石川県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定、令和3年3月に改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災および減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

本町においても、度重なる大規模自然災害の教訓を真摯に受け止め、町民の生命と財産を確実に守り、いかなる事態においても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つ地域づくりを推進することは喫緊の課題です。第3次能登町総合計画の将来像である「ともに生きる、能登で生きる」を実現するための安全な土台として、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）第13条の規定に基づき、能登町の行政運営における最上位計画である「第3次能登町総合計画」を補完し、その施策を横断的・戦略的に展開するための「共通の視点（国土強靱化の推進）」を具体化するものです。「県計画」との調和を保つとともに、災害対策基本法に基づく「能登町地域防災計画」と役割分担を図りながら、事前防災・減災に係る施策を計画的に推進します。また、創造的復興を目指す「能登町復興計画」および「能登町地区別復興まちづくり計画」と一体となり、持続可能なまちづくりを目指します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



2 能登町強靱化の基本的な考え方

1. 能登町強靱化の目標

町における強靱化の意義は、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨といった大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の重要な社会経済機能を維持することにあります。

さらに、世界産業遺産に認定された里山里海などの地域ポテンシャルを活かしたレジリエンス機能を強化し、石川県および国全体の強靱化に寄与していくことが求められます。

また、町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能強化を図る取り組みです。これは町の里山里海を背景とし「暮らし」「生業」「祭り」が循環する「暮らしの循環」の再興であり、人口減少対策や地域活性化、産業の再生といった平時の政策課題にも有効に作用し、町の持続的成長につながるものとする必要があります。

町の強靱化は、こうした見地から、町のみならず国家的な課題として、国、県、民間事業者、そして町民など多様な主体が持つ政策資源と知恵を結集し、「共創」の精神のもと総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本町における強靱化の推進にあたっては、国の基本計画や「石川県強靱化計画」が掲げる目標に配慮しつつ、本計画の共通の視点である「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つ地域づくりを推進するため、次の3つを能登町独自の目標として掲げ、関連施策の着実な執行に努めます。

能登町強靱化の目標

- 1 直接死を最大限防ぎ、町民の生命・財産と社会システムを守る
- 2 能登町の強みを活かし、国・石川県全体の強靱化に寄与する
- 3 能登町の持続的成長を促進する

2. 本計画の対象とするリスク

町の強靱化の対象となるリスクは、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、町の強靱化の目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と能登町の社会経済システムを守る」という観点から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・石川県全体の強靱化に寄与する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を提示します。



3. 防災対策の状況

本町では、大雨(洪水・土砂災害)、地震、津波等の際に避難する目安として避難所と避難場所を指定しています。また、避難所については随時能登町ホームページに最新版を掲出するとともに、広報等も通じて周知を図っています。

① 避難所等

1 指定避難場所

災害が発生した後、家屋等が被災し家に帰ることができない方が一定の期間避難生活を送る施設として、令和7年時点で小中学校、公民館など計37か所を指定しています。

2 指定避難場所

「その場所に止まると危険な」災害から命を守るため、緊急的に避難する施設または場所として、小中学校、公民館、集会所、公園、寺院など計149か所を指定しています。

写真：指定避難所・指定避難場所例(左：松波中学校、右：こどもみらいセンター)



図：能登町ホームページで公開している指定避難所一覧

能登町 暫定版

令和7年4月1日時点

指定避難所一覧

家族みんなで避難所を決めておきましょう!!

令和6年能登半島地震の被災により使用出来ない避難所(見え消し箇所)があり、以下の施設を暫定的に指定しております。

No.	区分	施設名	所在地
1	新規	松波小学校仮校舎	能登町字松波16字26番地
	使用不可	松波小学校	能登町字松波15字00番地
2		松波中学校	能登町字松波16字26番地
3		内浦総合支所/松波公民館	能登町字松波13字75番地1
4	新規	消防内浦分署	能登町字秋吉30字54番地
		※但し、秋吉公民館建替期間中のみ	
	使用不可	石川県立能登産業技術専門学校	能登町字松波2字50番地2
	使用不可	内浦体育館	能登町字布浦拓20番地4
	使用不可	秋吉公民館	能登町字秋吉7字57番地
5		不動寺公民館	能登町字不動寺8字200番地1
6		白丸公民館	能登町字白丸2字17番地
7		小木小学校	能登町字小木4字16番地
8		能都中学校小木校舎(旧小木中学校)	能登町字小木1丁目1番地1
9		小木地域交流センター	能登町字小木15字30番地1
10		能登勤労者プラザ	能登町字越坂11字51番地
11		姫交流センター	能登町字姫10字250番地
12		高倉公民館	能登町字姫12字36番地
13	新規	真脇ポーレレ	能登町字真脇19字110番地
	使用不可	旧真脇小学校	能登町字真脇33字25番地
14	新規	うしつ保育所	能登町字崎山1丁目73番地
	使用不可	ひばり保育所(仮設舎)	能登町字崎山4丁目1番地
15		崎山山村開発センター	能登町字崎山1丁目1番地
16		こどもみらいセンター	能登町字宇出津夕字46番地1
17		コンセルのと	能登町字宇出津ト字29番地2
18		老人憩いの家たなぎ荘	能登町字宇出津ウ字1010番地1
19		能都中学校	能登町字藤波14字35番地
20	新規	能都第二体育館	能登町字藤波14字35番地
	使用不可	能都体育館	能登町字崎山1丁目1番
21		宇出津小学校	能登町字宇出津ム字1番地
	使用不可	しらさぎ保育所	能登町字宇出津ニ字22番地
22		石川県立能登高等学校	能登町字出津マ字106番地7
23		屋内テニスコート(ウェーブのと)	能登町字藤波23字1番地1
24		神野公民館	能登町字鶴町11字13番地1
25		三波公民館	能登町字波並3字113番地
26		鶴川公民館	能登町字鶴川118字128番地
	使用不可	能登七見健康福祉の郷なごみ	能登町字七見ツ字100番地
27		鶴川保育所	能登町字鶴川20字24番地
28		鶴川小学校	能登町字鶴川25字28番地
29		瑞穂公民館	能登町字瑞穂10字166番地
30		柳田小学校	能登町字柳田礼部1002番1地
31		柳田中学校	能登町字柳田礼部3番地
	使用不可	柳田体育館	能登町字柳田梅部55番地
32		柳田保育所	能登町字柳田口部245番地1
33		柳田公民館	能登町字柳田仁部54番地
34		上町公民館	能登町字上町8字505番地
35		上町公民館合庫分館	能登町字合庫28字65番地
36		岩井戸公民館	能登町字黒川26号11番地
37		小間生公民館	能登町字小間生梅部89番地1

(出典) 能登町ホームページ

能登町ホームページ「指定避難所・指定緊急避難場所について」

最新はこちら▶

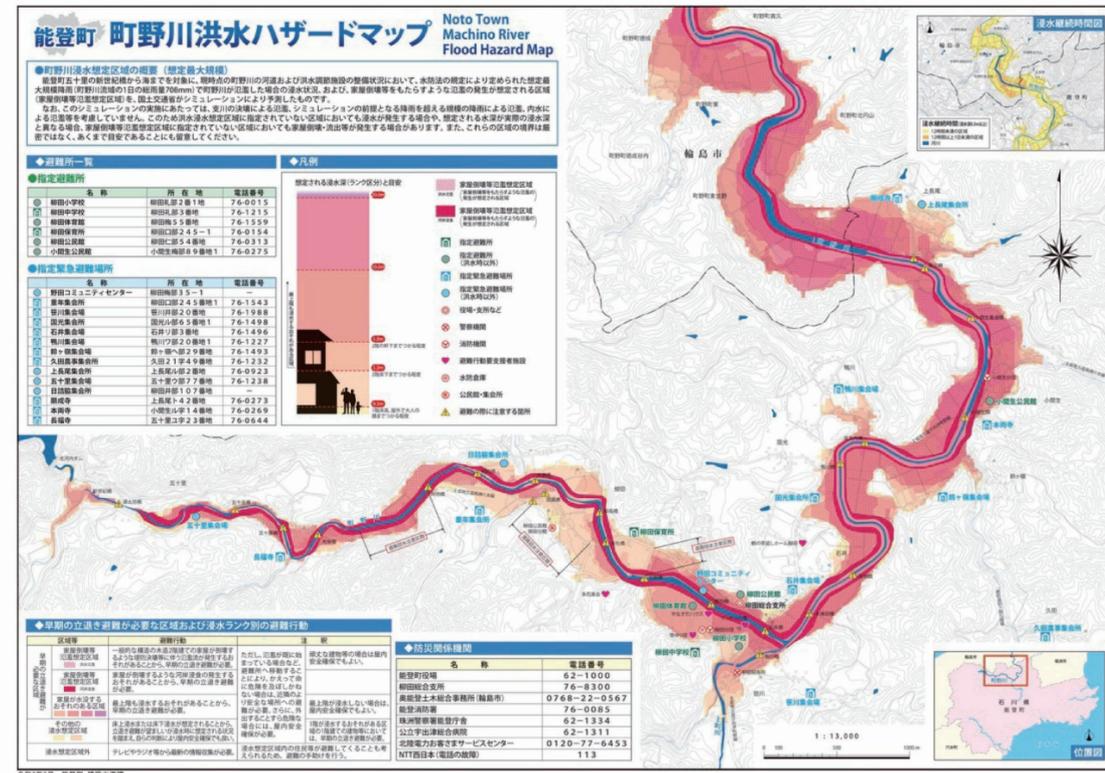


② 水害対策

本町では、五十里の新世紀橋から海までを対象に、令和2年に、町野川の河道及び洪水調節施設の整備状況において、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(町野川流域の1日の総雨量708mm)で町野川が氾濫した場合の浸水状況及び家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を、国土交通省がシミュレーションにより予測した町野川の洪水ハザードマップを作成しています。

また、石川県は令和5年に水位周知河川以外の河川についても洪水浸水想定区域を公表しており、関連する情報については、適宜発信をして周知することとしています。

図：町野川洪水ハザードマップ

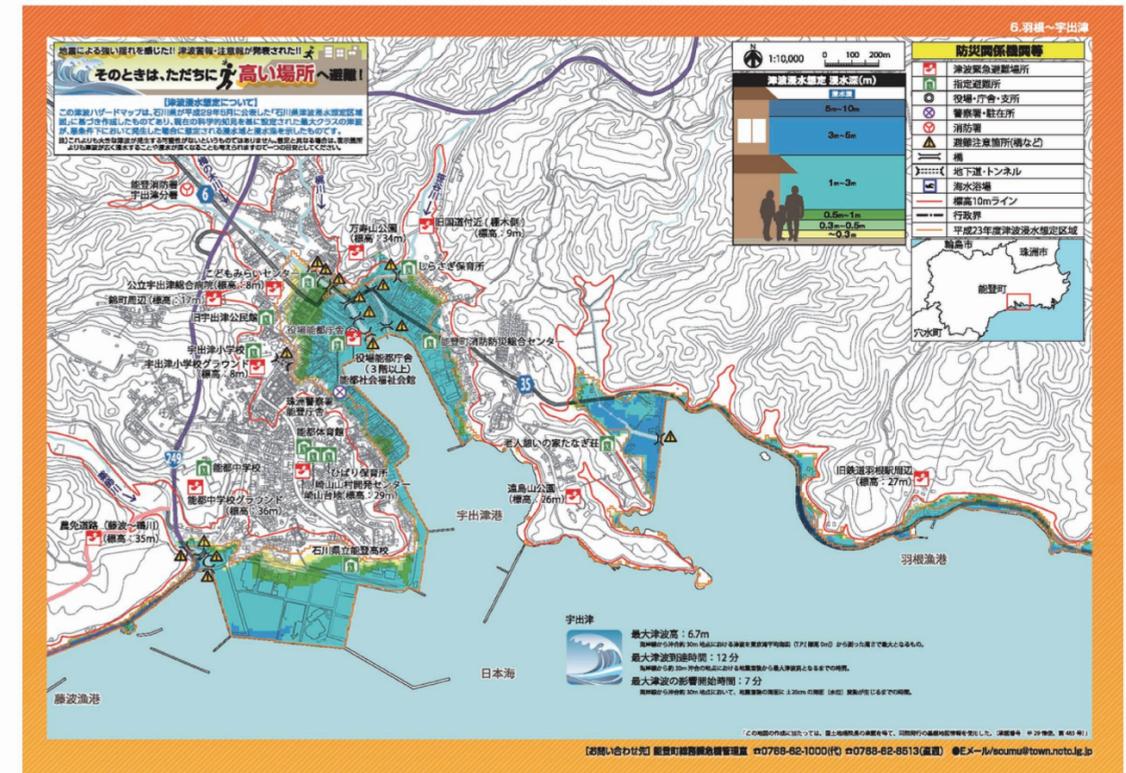


(出典)能登町ホームページ

③ 津波対策

本町では、石川県が作成した「石川県津波想定区域図」をもとに、町民が津波から避難するために必要な浸水情報や避難情報をまとめた「津波ハザードマップ」を作成し、町民へ周知を図っています。

図：津波ハザードマップ(羽根～宇出津)

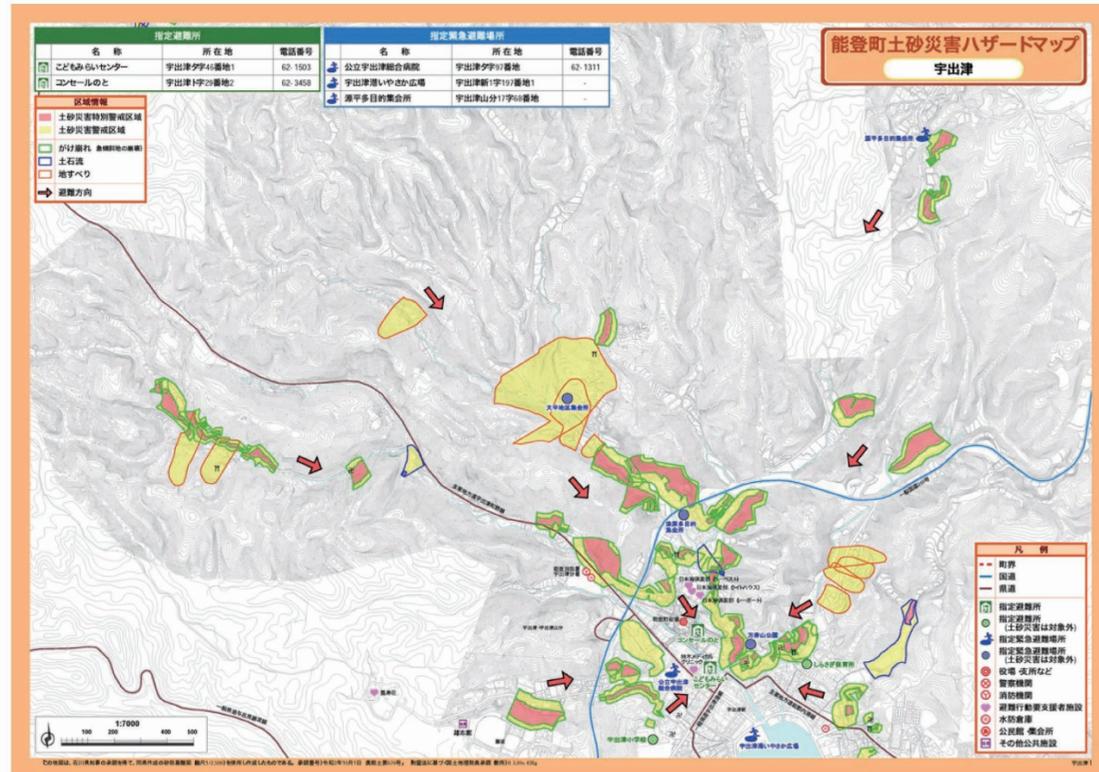


(出典)能登町ホームページ

④ 土砂災害対策

本町においては、大雨等により土砂災害発生の危険が高まった場合、あるいは災害が発生した場合に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめた「土砂災害ハザードマップ」を作成し、36の地区に分けて各家庭に該当地区のハザードマップを配布するなど周知を図っています。またハザードマップには土砂災害に関する理解促進及び避難、行動の心得と種類等についても掲載し行動を促しています。

図：土砂災害ハザードマップ(宇出津)



図：土砂災害ハザードマップ(情報面(一部))

⑤ 消防・防災体制

本町には、消防署が3箇所(奥能登広域事務組合能登消防署、宇出津分署、内浦分署)が立地しています。災害発生時においては、町民の命と財産を守る消火、救助、救急、予防等の活動を行う重要な役割を担うとともに、火災等の発生を未然に防ぐ各種予防行政も行っています。各消防署に配備される消防自動車等の配置状況は下表のとおりです。

【消防自動車等の配置等】

	総数	能登消防署	宇出津分署	内浦分署
普通ポンプ車	1		1	
水槽付ポンプ車	3	1	1	1
林野工作車	1	1		
救急車	4	1	2	1
小型動力ポンプ	4	1	2	1

令和7年3月末

令和6年版消防年報[令和7年8月発行]によると、地域での消火活動・救助活動を行う消防団が、計16分団設置され、計268人の団員がいます。

また、幼年消防クラブ、女性防火クラブが結成され、クラブ数計11クラブ、クラブ員数160人となっています。



3

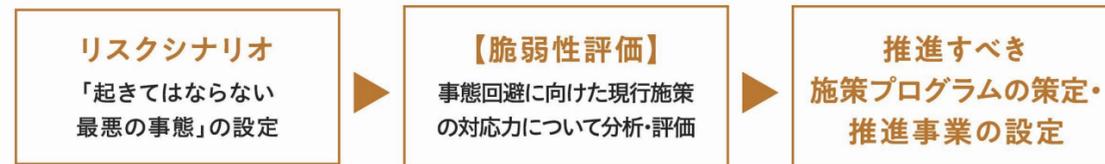
脆弱性評価および強靱化のための施策・事業

1. 脆弱性評価

① 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



② リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
	1-5	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
2 直接死を最大限防ぐ	2-5	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	2-6	新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	町役場職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2	陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止
	6-2	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-3	有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-4	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

2. 能登町強靱化のための施策および推進事業一覧

脆弱性評価の評価結果を踏まえ、「能登町強靱化のための施策プログラム」を策定しました。施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町のみならず国、県、民間事業者それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとにとりまとめます。

● 施策プログラム策定のポイント

施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、県や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進にかかわる国、県、市町村、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、町の強靱化を県・国の強靱化へとつなげるため「県計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定します。

推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

国の国土強靱化基本計画や、石川県強靱化計画において設定された施策分野を留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野を、石川県強靱化計画との調和及び県土全体の一体的強靱化を図るため、9つの個別施策分野を設定します。また、リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策については、各施策分野に密接に関連する5つの横断的分野として、国土強靱化基本計画及び石川県強靱化計画に準じて位置づけます。





能登町第3次総合計画

6つの基本目標		主な施策分野
1	人づくり	子育て支援／学校教育／社会教育／生涯学習／保健・医療／福祉
2	自然環境・循環	里山里海の保全／環境配慮／文化継承
3	暮らし	都市基盤整備／住環境整備／消防・防災／防犯・交通安全
4	なりわい	産業振興／雇用促進／観光振興
5	交流	移住定住促進／共創・共生の推進／住民自治
6	町政運営	行政改革／公民連携／DX／広報広聴活動

総合計画の施策体系との
整合性・連携

(国)国土強靱化基本計画 【国土強靱化に関する施策の分野】

12 の個別 施策 分野	① 行政機能／警察・消防等／防災教育等
	② 住宅・都市
	③ 保険医療・福祉
	④ エネルギー
	⑤ 金融
	⑥ 情報通信
	⑦ 産業構造
	⑧ 交通・物流
	⑨ 農林水産
	⑩ 国土保全
	⑪ 環境
	⑫ 土地利用(国土利用)
6 の横 断的 分野	A リスクコミュニケーション
	B 人材育成
	C 官民連携
	D 老朽化対策
	E 研究開発
	F デジタル活用

(県)石川県強靱化計画 【推進方針設定にあたっての施策分野】

9 の個別 施策 分野	① 行政機能・防災教育等
	② 住宅・都市
	③ 保険医療・福祉
	④ ライフライン
	⑤ 産業
	⑥ 交通・物流
	⑦ 農林水産
	⑧ 国土保全
	⑨ 環境
4 の横 断的 分野	① リスクコミュニケーション
	② 人材育成
	③ 官民連携
	④ 老朽化対策

県計画との調和・
県土全体の一体的強靱化

能登町国土強靱化地域計画 【リスクシナリオを回避するために必要な施策分野】					
1 行政機能・防災教育	10 リスク コミュニ ケーション (組織、 教育等)	11 人材育 成	12 官民連 携	13 老朽化 対策 (公共施 設、基 盤施設 の維持 管理等)	14 デジ タル 活用
2 住宅・都市					
3 保健医療・福祉					
4 ライフライン					
5 産業					
6 交通・物流					
7 農林水産					
8 国土保全					
9 環境					

